

改正

平成18年3月31日条例第246号

平成19年9月28日条例第31号

平成20年6月26日条例第22号

平成22年3月29日条例第8号

平成22年9月30日条例第29号

平成23年3月30日条例第26号

平成23年3月30日条例第27号

平成24年3月29日条例第11号

平成25年9月30日条例第36号

令和元年6月26日条例第18号

令和3年9月30日条例第28号

深谷市公民館条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第20条、第24条、第29条第1項及び第30条第2項の規定に基づき、深谷市公民館（以下「公民館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

2 前項に規定する公民館に、分館を置くことができる。

(管理)

第3条 公民館は、深谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(連絡等に当たる公民館)

第4条 公民館相互の連絡に関する事務及び市の全域を対象とする事業は、深谷市深谷公民館が、これに当たる。

(職員)

第5条 公民館に、法第27条第1項に規定する館長のほか、必要な職員を置く。

2 分館に、分館長を置くことができる。

(休館日)

第6条 公民館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に休館日を設定することができる。

(利用時間)

第7条 公民館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用の許可)

第8条 公民館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可に当たり、必要があると認めるときは、その利用について条件を付することができる。

(利用の許可の制限)

第9条 教育委員会は、前条第1項の許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可をしない。

- (1) 利用目的に虚偽があると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他公民館を利用させることが適当でないとして認められるとき。

(利用期間等)

第10条 公民館の施設等を引き続き利用することができる期間は、4日とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

3 教育委員会は、施設利用の公平を図るため、必要があると認めるときは、同一の者の同一の月における公民館の施設等の利用の回数を制限することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 第8条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び教育委員会の指示)

第12条 教育委員会は、利用者又は公民館の入館者（以下「入館者」という。）の遵守事項を定め、

及び公民館の管理上必要があるときは、その利用者又は入館者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(許可の取消し等)

第13条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例及びこれに基づく規則に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 利用目的又は利用の条件に違反したとき。
- (3) その他管理上特に必要があるとき。

2 市は、利用者が前項各号のいずれかに該当し、同項に規定する処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第14条 利用者又は入館者は、その利用若しくは入館が終わったとき、又は前条第1項の規定により利用を停止され、若しくは当該許可を取り消されたときは、直ちに公民館の施設等を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第15条 利用者又は入館者は、自己の責めに帰すべき理由により、公民館の施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(立入りの禁止等)

第16条 教育委員会は、公民館内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、公民館からの退去を命ずることができる。

(使用料)

第17条 利用者は、別表第2に定める使用料を当該許可と同時に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第18条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第19条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(公民館運営審議会)

第20条 第2条第1項に規定する各公民館に、公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（定数）

第21条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とする。

（委嘱）

第22条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であってもその委嘱を解くことができる。

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深谷市公民館設置及び管理条例（昭和57年深谷市条例第7号）、岡部町公民館設置及び管理条例（平成6年岡部町条例第8号）、川本町公民館の設置及び管理に関する条例（昭和47年川本町条例第3号）又は花園町公民館設置及び管理条例（昭和31年花園町条例第9号）、花園町公民館使用料徴収条例（昭和42年花園町条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月31日条例第246号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月28日条例第31号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月26日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年 3 月29日条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に深谷市勤労福祉センター条例第 5 条第 1 項の規定により受けている岡部勤労福祉センターの利用の許可は、深谷市公民館条例第 6 条第 1 項の規定により受けた深谷市岡部公民館の利用の許可とみなす。

附 則（平成22年 9 月30日条例第29号）

この条例は、平成22年11月 4 日から施行する。

附 則（平成23年 3 月30日条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の深谷市渋沢栄一記念館条例第 4 条第 1 項の規定により受けている渋沢栄一記念館の利用の許可は、深谷市公民館条例第 6 条第 1 項の規定により受けた深谷市八基公民館の利用の許可とみなす。

附 則（平成23年 3 月30日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、平成23年10月 1 日以後の深谷市公民館の利用について適用し、同日前の深谷市公民館の利用については、なお従前の例による。

附 則（平成24年 3 月29日条例第11号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 9 月30日条例第36号）

この条例は、平成25年12月 2 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月26日条例第18号）

この条例は、令和元年10月21日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月30日条例第28号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の深谷市公民館条例の規定は、令和4年4月1日以後の深谷市公民館の利用について適用し、同日前の深谷市公民館の利用については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

深谷市公民館の名称及び位置

名称	位置
深谷市深谷公民館	深谷市仲町20番2号
深谷市藤沢公民館	深谷市人見1967番地1
深谷市幡羅公民館	深谷市東方1370番地
深谷市明戸公民館	深谷市蓮沼256番地
深谷市大寄公民館	深谷市起会84番地1
深谷市八基公民館	深谷市下手計1204番地
深谷市豊里公民館	深谷市新戒639番地1
深谷市上柴公民館	深谷市上柴町西4丁目2番地14
深谷市南公民館	深谷市宿根645番地1
深谷市岡部公民館	深谷市普濟寺1626番地3
深谷市川本公民館	深谷市菅沼1009番地
深谷市花園公民館	深谷市小前田2345番地1

別表第2（第17条関係）

区分		使用料（1時間当たり）	
		非営利利用	営利利用
会議室等	100平方メートル未満	300円	1,100円
	100平方メートル以上	600円	2,200円
体育室（冷暖房設備有り）	全面	1,600円	6,000円
	半面	800円	3,000円
体育室（冷暖房設備無し）	全面	1,200円	4,400円
	半面	600円	2,200円
深谷市川本公民館ホール		5,000円	16,000円

附属設備	教育委員会規則で定める。
------	--------------

備考

- 1 会議室等とは、会議室、集会室、和室その他体育室及び深谷市川本公民館ホール以外の施設をいう。
- 2 各施設の利用は、正時から正時までの1時間単位とする。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- 4 市内に住所を有しない者の利用に係る使用料は、所定の使用料に100分の200を乗じて得た額とする。